

Ⅲ 学童保育の現状

1 大田区の就学児童の現状

本年4月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」で、学童保育対象児童の学年が小学校1年生から6年生までに拡大されました。

区の就学児童人口は、平成22年度から27年度までの間は横ばい傾向にありますが、就学前児童人口が微増する中、学童保育の定員拡充を図るとともに、質的向上も合わせて取り組んでいく必要があります。

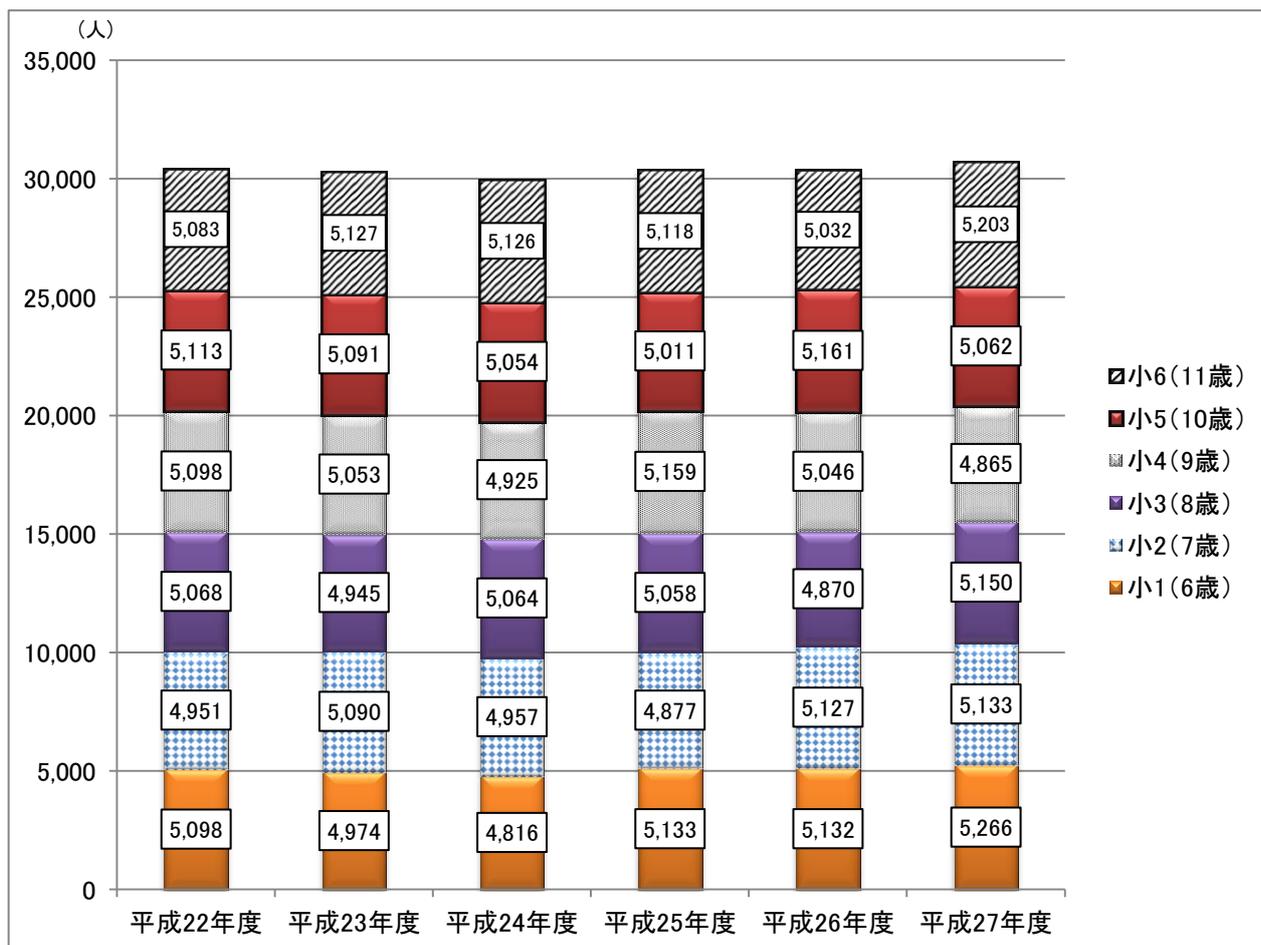
表 23

(人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
小6(11歳)	5,083	5,127	5,126	5,118	5,032	5,203
小5(10歳)	5,113	5,091	5,054	5,011	5,161	5,062
小4(9歳)	5,098	5,053	4,925	5,159	5,046	4,865
小3(8歳)	5,068	4,945	5,064	5,058	4,870	5,150
小2(7歳)	4,951	5,090	4,957	4,877	5,127	5,133
小1(6歳)	5,098	4,974	4,816	5,133	5,132	5,266
合計	30,411	30,280	29,942	30,356	30,368	30,679

住民基本台帳 各年4月1日現在

グラフ 11



住民基本台帳 各年4月1日現在

2 大田区の就学児童の学童保育利用状況

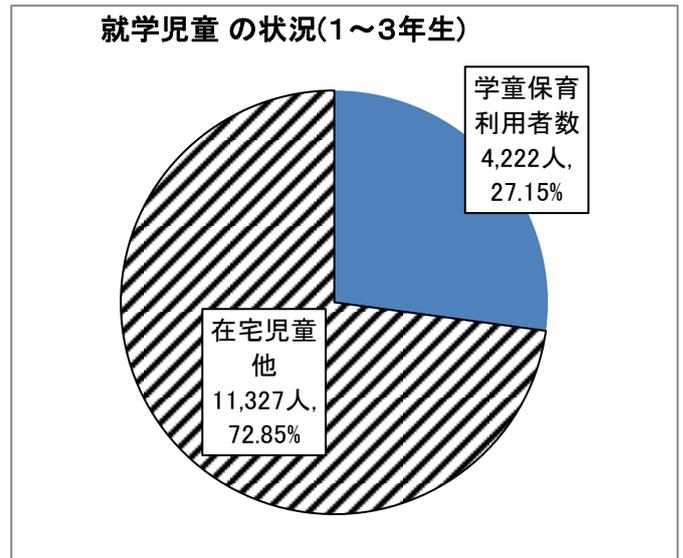
平成 27 年度の大田区の就学児童（6 歳～11 歳）人口 30,679 人のうち、学童保育を利用している児童は 4,341 人（14.15%）。6 歳～8 歳（1 年生～3 年生）では、15,549 人中 4,222 人（27.15%）、9 歳～11 歳（4 年生～6 年生）では、15,130 人中 119 人（0.79%）が利用しています。

表 24

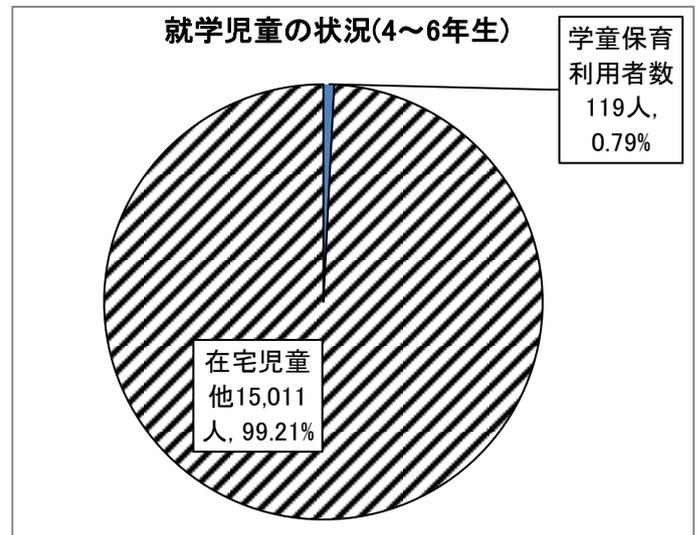
就学児童（1～6 年生）の状況（単位：人）

	就学児童数	学童保育利用者数	利用率
1 年生	5,266	1,720	32.66%
2 年生	5,133	1,492	29.06%
3 年生	5,150	1,010	19.61%
小計	15,549	4,222	27.15%
4 年生	4,865	93	1.91%
5 年生	5,062	20	0.39%
6 年生	5,203	6	0.11%
小計	15,130	119	0.79%
合計	30,679	4,341	14.15%

グラフ 12



グラフ 13



平成 27 年 4 月 1 日現在

3 学童保育の利用定員、保留児童数

平成27年4月1日現在の学童保育の利用定員は4,850人、平成22年度から平成27年度までの間に625人の定員増を行いました。特に学童保育対象年齢が拡大された平成27年度においては、既存施設の定員の見直しに加え、新たに放課後ひろば事業を実施したことで495人の定員増を図りました。

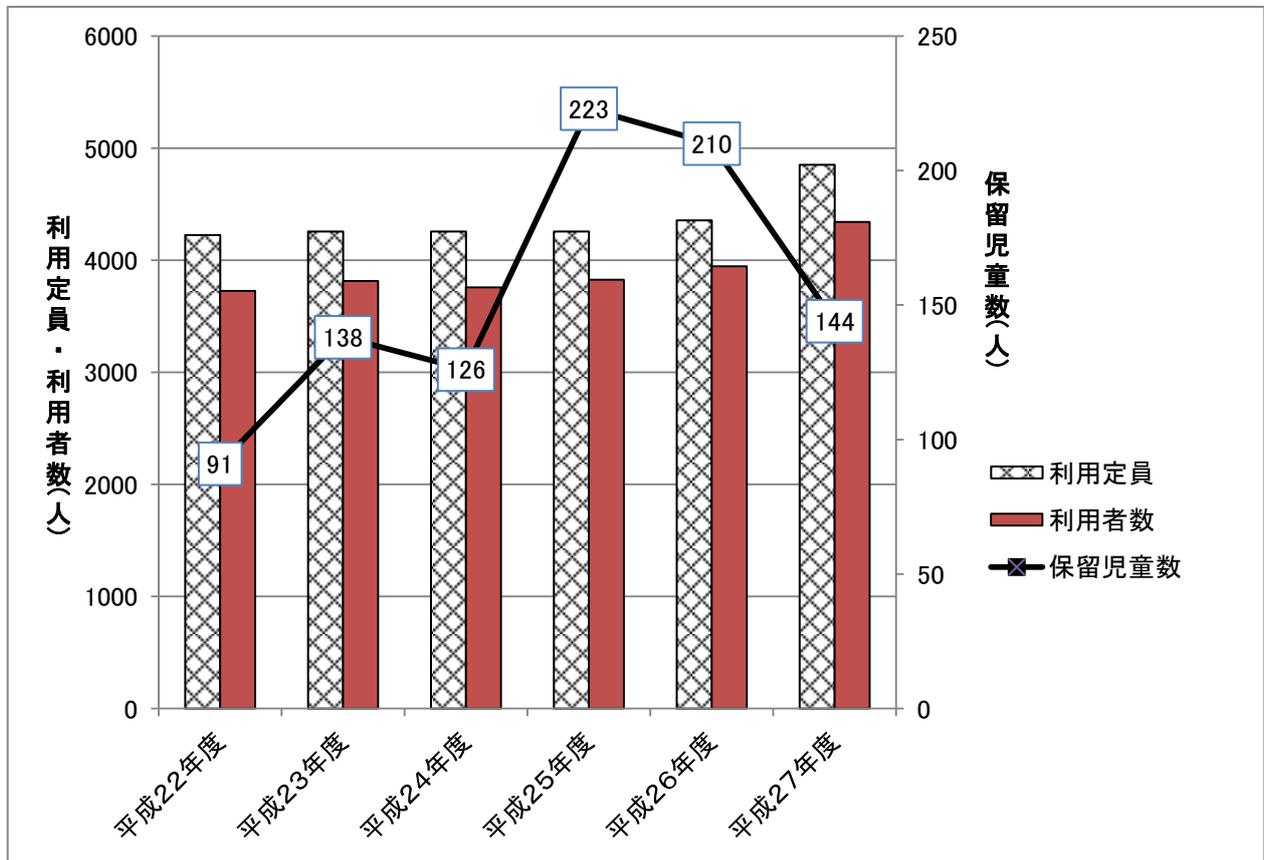
その結果、平成25、26年度の200人を超える保留児童が減少し、平成27年度は144人となりました。

表 25

(人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用定員	4,225	4,255	4,255	4,255	4,355	4,850
利用者	3,727	3,815	3,756	3,826	3,946	4,341
保留児童	91	138	126	223	210	144

グラフ 14



IV 学童保育運営費と利用者負担の現状

1 学童保育料のしくみと利用者負担割合

平成 26 年度の学童保育の運営には、人件費やおやつ等の事業費、施設管理費などの経費がかかっています。これらの運営費は、区の負担分と保護者が負担する保育料から成り立っています。

表 26

学童保育運営経費と利用者負担金（平成26年度）				
	学童保育室管理・運営費（定年前人件費含む） 1,202,492千円 (100%)			
歳出	委託料 89,083千円 (7.40%)	人件費等 670,971千円 (55.80%)	おやつ 64,225千円 (5.34%)	施設管理費 378,213千円 (31.46%)
歳入	学童保育料 (延長、夏休み利用含む)	197,413千円 (16.42%)	区負担 1,005,079千円 (83.58%)	

※学童保育運営経費のうち保護者の方の負担分は 16.42%、区負担分は 83.58%となっています。

2 学童保育運営費の推移

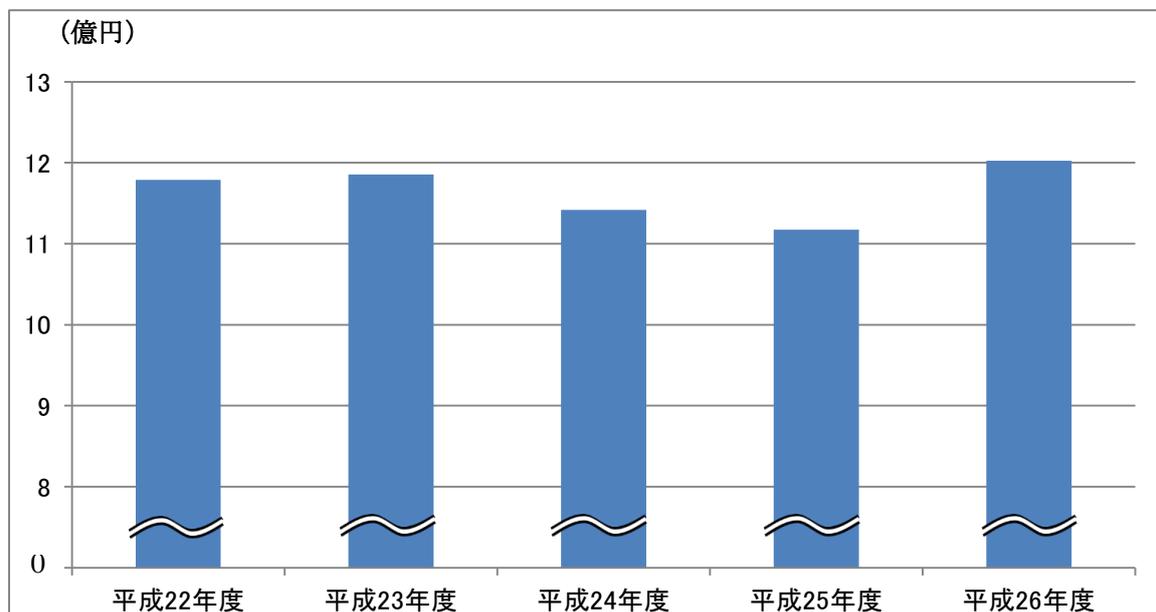
平成 22 年度から 25 年度までの運営費は、ほぼ横ばいですが、平成 26 年度については学童保育定員を 100 名増員、要支援児童の受入の充実に加え、平成 27 年度からの放課後ひろば事業の対応準備などにより運営経費が増加しています。

表 27

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
約 11 億 7881 万円	約 11 億 8552 万円	約 11 億 4189 万円	約 11 億 1750 万円	約 12 億 249 万円

(決算ベース)

グラフ 15



3 大田区学童保育料と低所得世帯・多子世帯への減免制度

現在、学童保育料は普通利用分として月額 4,000 円の定額制で応能負担ではありません。

そのため、低所得や多子世帯など世帯状況に応じた減額・免除制度を別途設けています。

表 28 学童保育料

項 目	金 額
通常利用保育料 (月額)	4,000 円
延長利用保育料 (月額)	1,000 円
夏休み利用 (7/21~8/31)	5,000 円
一時利用 (1回)	500 円

表 29 減免規定

	番 号	項 目		内 容	
				延長利用を除く	延長利用
通常 利用	(1)	保護者が生活保護受給者であるとき。		免 除	免 除
	(2)	保護者の属する世帯（その世帯の生計を主に維持している者の世帯を含む。）が前年度住民税非課税であり、かつ、現年度においても同じ状況が見込まれるとき。	ひとり親世帯	免 除	免 除
			上記以外	児童 1 人につき 月 3,000 円減額	
	(3)	生計を一にする世帯において、2 人以上の児童が学童保育を利用しているとき。2 人目の児童から		児童 1 人につき 月 1,000 円減額	
	(4)	区長が保育料の納付が特に困難と認めるとき。	ひとり親世帯	免 除	免 除
上記以外			児童 1 人につき 月 3,000 円減額		
夏休 み利 用	(1)	保護者が生活保護受給者であるとき。		免 除	免 除
	(2)	保護者の属する世帯（その世帯の生計を主に維持している者の世帯を含む。）が前年度住民税非課税であり、かつ、現年度においても同じ状況が見込まれるとき。	ひとり親世帯	免 除	免 除
			上記以外	児童 1 人につき 月 3,500 円減額	
(3)	区長が保育料の納付が特に困難と認めるとき。	ひとり親	免 除	免 除	
		上記以外	児童 1 人につき 月 3,500 円減額		
その他区長が特に認めるとき。				一時利用に係る保育料を免除	

4 他区における学童保育料等の状況

大田区では、児童福祉法に基づく放課児童健全育成事業として実施しています。特別区において同様に実施している区の状況は、表30のとおりです。

表30 放課後児童健全育成事業として実施している他区の状況 (円)

		学童保育料月額	おやつ代月額	計
	大田区	4,000		4,000
1	文京区	7,000		7,000
2	台東区	4,000	2,000	6,000
3	北区	5,000	1,500	6,500
4	目黒区	8,000		8,000
5	世田谷区	5,000		5,000
6	渋谷区	0	1食 70	1,680
7	中野区	4,400		4,400
8	杉並区	4,000	1,800	5,800
9	豊島区	3,000	1,000	4,000
10	練馬区	5,500		5,500
11	墨田区	4,500		4,500
12	江東区	4,000	1,500	5,500
13	足立区	6,000		6,000
平均				5,375

※渋谷区はおやつ代1食70円のため、月24日計算で算出

《大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める設備基準》

設備関係

- 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならないこと

支援単位と職員配置

- 放課後児童健全育成事業の1支援単位は児童数40名以内。
- 1支援単位の職員配置は、2名以上のうち1名は有資格者（教員免許、保育士など）でなければならない。